

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金についての注意事項

この制度は、母子・父子・寡婦の方のための福祉資金です。そのため、母子・父子・寡婦家庭でなくなった場合(婚姻・事実婚)は、貸付停止となり、場合により一括償還(返済)となることもあります。

貸付を申請される場合は、必要に応じて事前に何度か相談者本人に来課していただきます。また、申請の検討段階から収支を含む生活状況をお尋ねさせていただきます。必要に応じて追加で書類を求めることがあります。

申請後、審査があり、不承認となる場合があります。また、貸付が決定した場合でも、貸付金の振込みは貸付の決定から1ヶ月程度かかります。事前相談から書類の提出までにも審査の為にかなりのお時間を要する場合がありますのでお早めにご相談ください。

連帯保証人の要件は以下のとおりです。

- 保証能力がある(生活と償還(返済)の両立ができる)
- 原則65歳未満の人で最終償還(返済)日において70歳未満の人
- 同居の親族は不可
- 原則として市内居住者
- 資金の貸付に関する利害関係者でない
- 保証意思が確実である
- 債務整理中でない(個人再生や自己破産など)

貸付額は必要額(必要経費 - 貸付希望額)を計算し、限度額以内で決定します。

貸付金の償還(返済)に滞納が生じたときは、年3%の違約金がかかります。

他の債務について、返済状況の確認をいたします。